

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで

ねんきん特別便の内容について、社会保険事務所(当時)に確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納であるとの説明を受けた。

当時、近所に住んでいた妹と相談し、一緒に国民年金に任意加入し、付加保険料も納付していた。その後、お互いに子供にお金がかかり始めたため一緒に辞めた。

国民年金保険料については、どこでどのように納付していたのかよく覚えていないが、申立期間の 3 か月のみ未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、昭和 52 年 1 月 10 日に国民年金に任意加入し、58 年 7 月 3 日に資格喪失するまでの間、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、付加保険料も納付している。

また、前述の任意加入期間のうち、A 市が保管する国民年金被保険者名簿で保険料納付月が確認できる昭和 52 年 1 月から 57 年 3 月までの期間は、ほぼ納付期限内に保険料が納付されていることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間の 3 か月のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで  
申立期間当時はA市の実家に住んでいた。

無職でお金が無かった時で、年金は大切なものだからと言って祖父が自分の年金からお金を出してくれ、それを私がA市役所で納付していたのに、申立期間が未納になっているため調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳前渡整理簿及び申立人の前後の番号の記録によれば、平成 2 年 9 月から同年 10 月中旬ごろにB市C区で払い出されていることから、このころに同区役所で加入手続が行われたものと推認でき、その時点で、申立期間はすべて時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が現在保管している年金手帳にも前述の記号番号が記載されており、申立人は当該手帳のほかに年金手帳をもらった記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 10 日から 41 年 2 月 8 日まで  
② 昭和 41 年 4 月 28 日から同年 5 月 15 日まで  
③ 昭和 41 年 11 月 15 日から 42 年 1 月 12 日まで  
④ 昭和 42 年 4 月 16 日から同年 5 月 17 日まで  
⑤ 昭和 43 年 11 月 14 日から同年 12 月 9 日まで  
⑥ 昭和 44 年 1 月 26 日から同年 5 月 16 日まで

私は、昭和 40 年から 44 年までの期間について、毎年、農閑期の 11 月から翌年 5 月までの 6 か月間において、A 県 B 市（現在は、C 市）の D 社で勤務したが、勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間が相違しているため、すべての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が D 社で一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚から聴取したものの、申立人の勤務期間を特定できる供述は得られない上、申立期間①及び②、並びに申立期間⑤及び⑥については、雇用保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録が符合しており、申立期間③及び④については雇用保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、すべての申立期間について、勤務実態を確認できない。

また、当該事業所へ照会したところ、「平成 5 年以前の書類は保存されておらず、当時の担当者が死亡しているため、すべての申立期間について当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人のすべての申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、厚

生年金保険の被保険者資格取得日及び資格喪失日が申立人と同一である同僚が、申立期間①及び②については 17 人、申立期間③及び④については、申立人が名前を挙げた同僚二人を含む 12 人いることが確認でき、当該同僚二人はいずれも、「私がD社で勤務した期間は、厚生年金保険の被保険者期間と一致している。」と供述している。

加えて、当該被保険者原票の健康保険被保険者証回収記録欄に記載された内容から、申立期間④については、厚生年金保険被保険者の資格を昭和 42 年 4 月 16 日に喪失しているところ、同年 4 月 24 日に資格喪失届が提出されたことが推認できる上、申立期間⑥については、同資格を 44 年 1 月 26 日に喪失しているところ、資格喪失届の提出に併せて健康保険被保険者証が返納されたことを示す記載が確認できる。

その上、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人がすべての申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間について申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。